鳥取市企業立地促進補助金

補助対象業種	対象企業	要件		補助率			
		雇用要件	投資額要件	投下固定 資産額	初年度 賃借料	鳥取市に本社を置く企業へ の発注額(操業後3年間)	補助限度額
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 植物工場 自然科学研究所 職員教育施設・支援業 研究開発型事業	新規誘致企業(大企業)	正規雇用者10人純増	10億円以上	10%	50%	10% (大企業への発注は5%)	2 億円 (発注額に対する補助は除 く)
	新規誘致企業(中小企業)	正規雇用者3人純増	3,000万円以上				
	市内企業(大企業)	正規雇用者10人純増	10億円以上			なし	2 億円
	市内企業(中小企業)	常用雇用者3人純増 雇用維持+付加価値額 4%/年の増加	3,000万円以上				
その他市長が認める業種 (「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市ビジョン」における圏域全体の経済成長のけん引に向けた課題解決に資する事業で鳥取市経済観光部が所管する事業)	新規誘致企業 (大企業及び中小企業)	なし	1億円以上				
	市内企業(大企業)						
	市内企業(中小企業)		3,000万円以上				
ソフトウェア業 デザイン業 機械設計業	新規誘致企業 (大企業及び中小企業)	正規雇用者 5 人純増	3,000万円以上				
	市内企業(中小企業)	常用雇用者3人純増					
情報処理・提供サービス業 インターネット付随サービス業	新規誘致企業、市內企業	常用雇用者20人純増	3,000万円以上				
農業	会社法人が農業を行うための新増設	常用雇用者 1 人純増	1 億円以上	20% (旧市域での事業 は10%)	100% (旧市域での事業 は50%)		

- 特記 1. 新規誘致企業とは、鳥取市内に事業所等を有しない企業をいい、市内企業とは、鳥取市内に事業所等を有する企業をいう。
 2. 交付が可能な期間は、補助金交付対象企業として指定を受けた日から5年以内(ただし、投資額1億円以上の場合は6年以内、投資額10億円以上の場合は7年以内)とする。
 3. 当該補助金の申請回数は、平成28年10月1日以降に補助対象企業として指定された回数が10年間で3回を限度とする。
 4. 付加価値額とは、次の2通りとする。①付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ②一人当たりの付加価値額=付加価値額÷従業員数(小数点以下第2位を四捨五入)
 5. 発注額とは、製品製造にかかる市内企業への発注、運送費及び製造工程に必要とされる備品購入等で一社あたり年間50万円以上の発注額とする。